

平成30年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
住 宅 事 業	11
介 護 保 険 事 業	13
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	16

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	17
水 道 事 業	21
下 水 道 事 業	25
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	29
簡 易 水 道 事 業	31

平成30年度 小樽市 一般会計 予算

平成30年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,110,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 13,220,700
	1 市 民 税	5,719,200
	2 固 定 資 産 税	5,367,900
	3 軽 自 動 車 税	169,400
	4 た ば こ 税	924,800
	5 特 別 土 地 保 有 税	4,200
	6 入 湯 税	22,800
	7 都 市 計 画 税	1,012,400
2 地 方 譲 与 税		314,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	83,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	210,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
4 特 別 と ん 譲 与 税	21,000	
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	17,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,429,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	37,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	52,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	395
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	40,000
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	15,714,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 254,968
	1 負 担 金	254,968
14 使 用 料 及 び 手 数 料		964,778
	1 使 用 料	606,368
	2 手 数 料	358,410
15 国 庫 支 出 金		11,192,870
	1 国 庫 負 担 助 金	10,229,427
	2 国 庫 補 委 託 金	933,285
	3 国 庫 補 委 託 金	30,158
16 道 支 出 金		3,247,005
	1 道 負 担 助 金	2,661,085
	2 道 補 委 託 金	391,398
	3 道 補 委 託 金	194,522
17 財 産 収 入		49,198
	1 財 産 運 用 収 入	48,756
	2 財 産 売 払 収 入	442
18 寄 附 金		2
	1 寄 附 金	2
19 繰 入 金		1,371,598
	1 基 金 繰 入 金	1,371,598
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		3,000,295
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	52,000
	2 預 金 利 子	11
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,499,651
	4 雑 収 入	448,633
22 市 債		3,134,500
	1 市 債	3,134,500
歳 入 合 計		55,110,311

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 268,307 268,307
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	1,395,503 1,133,976 71,677 134,470 39,502 11,952 3,926
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活施設費	24,711,350 11,523,168 4,613,551 8,429,079 7,160 138,392
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,615,830 1,935,088 554,406 2,126,336
5 労働費	1 労働諸費	79,077 79,077
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	101,898 86,563 15,335
7 商工費	1 商工費	2,629,585 2,629,585
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市画費 5 都住宅費 6 港灣費	4,692,252 5,986 1,949,309 71,207 1,545,038 79,724 1,040,988

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 324,290 324,290
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 学給食費 5 社会会給体費 6 社食育費	2,032,891 196,739 551,820 324,057 379,191 436,491 144,593
11 公債費	1 公債費	5,243,088 5,243,088
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 基調金償還金	542,699 356,269 1,762 184,668
13 職員給与費	1 職員給与費	8,443,541 8,443,541
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	55,110,311

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費 (L2フロアスイッチ更新)	平成31年度から 平成35年度まで	千円 6,440
情報化推進事業費 (グループウェア機器更新)	平成31年度から 平成35年度まで	44,816
個別施設計画策定事業費	平成31年度から 平成32年度まで	9,000
土地評価システム業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	14,602
バリアフリー等住宅改造資金負担金	平成31年度から 平成45年度まで	896
教育情報システム整備事業費 (小学校費)	平成31年度から 平成37年度まで	64,206
教育情報システム整備事業費 (中学校費)	平成31年度から 平成37年度まで	45,793
図書館システム整備事業費	平成31年度から 平成35年度まで	19,000

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
新幹線整備事業費	千円 13,500	普通貸借 又は 登録公債	10.0 % 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることがで きる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができ る。 4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
旧寿原邸改修事業費	2,600			
鉄道駅整備事業費	27,700			
防災対策事業費	11,900			
過疎地域自立促進 特別事業費	215,900			
民間保育施設等 整備支援事業費	68,800			
環境衛生施設整備事業費	3,000			
出 資 金 債	11,500			
道路新設改良事業費	591,100			
建設機械整備事業費	14,300			
河川整備事業費	31,500			
都市計画事業費	68,300			
港湾事業費	361,800			
消防施設整備事業費	52,800			
消火栓整備事業費	2,800			
義務教育施設整備事業費	25,000			
臨時財政対策債	1,632,000			

平成30年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成30年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,944,257千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	341,905 341,905
2 財産収入		5,300
	1 財産運用収入	5,300
3 繰入金		86,276
	1 一般会計繰入金	86,276
4 諸収入		13,376
	1 雑収入	13,376
5 市債		1,497,400
	1 市債	1,497,400
歳入合計		1,944,257

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円
	1 港湾整備事業費	1,592,687 1,592,687
2 公債費		351,470
	1 公債費	351,470
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		1,944,257

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 670,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
ふ頭用地整備事業費	6,300			
荷役機械整備事業費	30,000			
ひき船整備事業費	660,000			
資本費平準化債	131,100			

平成30年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成30年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,381千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,018 11,018
2 繰入金	1 一般会計繰入金	23,949 23,949
3 諸収入	1 雑収入	13,414 13,414
歳入合計		48,381

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 47,366 47,366
2 公債費	1 公債費	915 915
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		48,381

平成30年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成30年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,897千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,168 17,168
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,118 5,118
3 雑収入	1 雑収入	11,611 11,611
歳入合計		33,897

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 33,134 33,134
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		33,897

平成30年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,408,675千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	千円 1,944,700 1,944,700
2 道支出金	1 道補助金	11,275,341 11,275,341
3 財産収入	1 財産運用収入	67 67
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,183,157 1,183,157
5 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑入	5,410 510 4,900
歳入合計		14,408,675

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	千円 350,719 350,719
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	11,046,648 11,011,233 35,415
3 国民健康保険事業費金 納付	1 国民健康保険事業費金 納付	3,002,736 3,002,736
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	5 5
5 基金積立金	1 基金積立金	67 67
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	7,500 7,500
7 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出合計		14,408,675

平成30年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成30年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,392,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 574,161 574,161
2 国庫支出金	1 国庫補助金	290,200 290,200
3 財産収入	1 財産運用収入	30 30
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	20,346 3,524 16,822
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	3,155 2,628 527
6 市債	1 市債	504,600 504,600
歳入	合計	1,392,492

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 1,112,446 464,846 647,600
2 公債費	1 公債費	279,946 279,946
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出	合計	1,392,492

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 504,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成30年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成30年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,638,871千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,844,699
	1 介 護 保 険 料	2,844,699
2 国 庫 支 出 金		3,772,350
	1 国 庫 負 担 金	2,472,926
	2 国 庫 補 助 金	1,299,424
3 支 払 基 金 交 付 金		3,800,498
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,800,498
4 道 支 出 金		2,047,545
	1 道 負 担 金	1,942,471
	2 道 補 助 金	105,074
5 財 産 収 入		281
	1 財 産 運 用 収 入	281
6 繰 入 金		2,173,298
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,173,298
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		14,638,871

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 326,208
	1 総 務 管 理 費	179,288
	2 徴 収 費	13,572
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	131,466
	4 趣 旨 普 及 費	1,882
2 保 険 給 付 費		13,585,839
	1 介 護 サービス等諸費	13,023,327
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	150,827
	3 高 額 介 護 サービス等費	397,554
4 そ の 他 諸 費	14,131	
3 地 域 支 援 事 業 費		717,690
	1 包 括 的 支 援 事 業 費	227,608
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	464,060
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	23,877
	4 そ の 他 諸 費	2,145
4 基 金 積 立 金		3,034
	1 基 金 積 立 金	3,034
5 諸 支 出 金		5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,638,871

平成30年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成30年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,259千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 15,731 15,731
2 繰入金	1 一般会計繰入金	69,505 69,505
3 諸収入	1 雑収入	23 23
歳入合計		85,259

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 10,675 10,675
2 公債費	1 公債費	74,084 74,084
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		85,259

平成30年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090,282千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,412,517
		1,412,517
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1,253
		1,253
3 繰入金	1 一般会計繰入金	648,358
		648,358
4 諸収入	1 受託事業収入	28,154
	2 償還金及び還付加算金	26,144
	3 延滞金、加算金及び過料	2,000
		10
歳入合計		2,090,282

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	84,542
	2 徴収費	77,857
		6,685
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,003,230
		2,003,230
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,010
		2,010
4 予備費	1 予備費	500
		500
歳出合計		2,090,282

平成30年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 病床数 | 388床 |
| (2) 年間入院患者数 | 127,750人 |
| (3) 年間外来患者数 | 219,600人 |
| (4) 一日平均入院患者数 | 350人 |
| (5) 一日平均外来患者数 | 900人 |
| (6) 主な建設改良事業の概要 | |

イ 医療機器購入費	190,000千円
-----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	10,825,451千円
第1項 医業収益	10,017,020千円
第2項 医業外収益	708,861千円
第3項 附帯事業収益	99,370千円

第4項 特別利益	200千円
----------	-------

支 出

第1款 病院事業費用	11,380,938千円
第1項 医業費用	11,002,057千円
第2項 医業外費用	265,286千円
第3項 附帯事業費用	108,513千円
第4項 特別損失	5,082千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額325,688千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311千円及び当年度分損益勘定留保資金325,377千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	585,996千円
第1項 企業債	190,000千円
第2項 他会計出資金	395,996千円

支 出

第1款 資本的支出	911,684千円
第1項 建設改良費	190,000千円

第2項 企業債償還金 702,604千円

第3項 長期貸付金 19,080千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器等整備事業	平成31年度	千円 52,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
医療機器整備事業費	千円 190,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成31年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 5,579,643千円
- (2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける

金額は、191,961 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、2,582,149 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 1 2 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	手術用顕微鏡	一式

平成30年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	63,800 世帯
(2) 年間総給水量	15,100 千m ³
(3) 一日平均給水量	41,370 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 配水管整備事業

事業費 320,718 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 580,626 千円

事業概要 天神浄水場中央監視制御設備更新工事 ほか

ハ 導・送水管整備事業

事業費 165,908 千円

事業概要 天神導水管布設工事 ほか

ニ 消火栓整備事業

事業費 2,884 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,983,144 千円
第1項 営業収益	2,714,234 千円
第2項 営業外収益	268,810 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,669,132 千円
第1項 営業費用	2,322,023 千円
第2項 営業外費用	336,009 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,358,886 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,511 千円、減債積立金 432,786

千円、過年度分損益勘定留保資金 836,888 千円及び当年度分損益勘定留保資金 15,701 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,044,512 千円
第1項 企 業 債	935,000 千円
第2項 交 付 金	44,638 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	52,890 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	2,884 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	1,000 千円
第6項 工 事 負 担 金	8,000 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,403,398 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,137,461 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,265,937 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天神浄水場中央監視制御設備更新事業費	平成31年度 ～平成32年度	千円 400,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業費	千円 935,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成31年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 565,607千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,592千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、56,881千円と定める。

平成30年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 59,200 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 18,658 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 51,118 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,018,376 千円

- 事業概要
- 汚水管整備
 - 中央1の1号幹線汚水管改築工事 ほか
 - ポンプ場設備の更新
 - 朝里第1汚水中継ポンプ場
 - 電気設備(受変電設備)工事 ほか
 - 処理場設備の更新等
 - 中央下水終末処理場放流ポンプ棟
 - 機械設備(ポンプ設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)21,100千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,814,492 千円
第1項 営業収益	2,125,139 千円
第2項 営業外収益	1,689,252 千円
第3項 特別利益	101 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,433,866 千円
第1項 営業費用	3,142,329 千円
第2項 営業外費用	285,364 千円
第3項 特別損失	1,173 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,395,215千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71,205千円、減債積立金20,735千円、当年度分損益勘定留保資金1,100,289千円、当年度利益剰余金処分量202,986千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,979,503 千円
第1項 企業債	929,400 千円
第2項 交付金	403,900 千円
第3項 他会計出資金	386,982 千円
第4項 他会計負担金	112 千円
第5項 他会計補助金	576 千円
第6項 受益者負担金	53 千円
第7項 工事負担金	18,040 千円
第8項 貸付金償還金	240,340 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,374,718 千円
第1項 建設改良費	1,020,064 千円
第2項 企業債償還金	2,349,204 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 503,500	普通貸借 又は 登録公債	10.0 % 以内	1 平成31年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	320,000			
下水道事業債 (特別措置分)	127,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 229,109 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、782,685 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、202,986 千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 202,986 千円

平成30年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	31,730 t
イ がれき類等	8,140 t
ロ 廃プラスチック類等	5,870 t
ハ 土 砂	17,720 t
(2) 一日平均埋立処分量	124 t
イ がれき類等	32 t
ロ 廃プラスチック類等	23 t
ハ 土 砂	69 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	145,036 千円

第1項 営業収益 143,338 千円

第2項 営業外収益 1,698 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 144,220 千円

第1項 営業費用 139,091 千円

第2項 営業外費用 4,129 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 110,000 千円

第1項 貸付金償還金 110,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

28,475 千円

平成30年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	50 社
(2) 年間総給水量	264 千m ³
(3) 一日平均給水量	725 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	136,116 千円
第1項 営業収益	62,147 千円
第2項 営業外収益	73,969 千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	136,572 千円
第1項 営業費用	119,512 千円
第2項 営業外費用	15,960 千円

第3項 特別損失 100 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 35,518 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60 千円及び当年度分損益勘定留保資金 35,458 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	34,707 千円
第1項 他会計出資金	34,707 千円
支 出	
第1款 資本的支出	70,225 千円
第1項 建設改良費	812 千円
第2項 企業債償還金	69,413 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費
の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場
合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,974 千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受
ける金額は、73,889 千円である。